

Ⅲ 高校生活について

生野高校の秩序と伝統を維持し、下記の具体的な事項に留意しながら自立的生活ができることを期待します。

1 礼儀

自己に誇りを持つと同時に、相互に尊敬し合える人間関係を形成し、品位を持った言動を心掛ける。

2 制服の着用について〔冬服の場合〕

- (1) 生徒は本校所定の制服（制服図参照）を着用し、校章を定められた位置につける。
- (2) 学校に来る場合及び学校に係わる行事に参加する場合には、制服を着用する。
- (3) 女子のスカートはひざ頭が隠れる長さとする。

3 制服以外の服装について

- (1) 防寒具を着用する場合は、華美ではなく、無地を基調としたものとする。
- (2) セーター・カーディガンは華美ではなく、無地を基調としたものとする。色は紺・黒・グレーを推奨する。
(袖や裾を大きく余らせる着用の仕方は不可とし、式典等では着用しないものとする)

4 頭髪等について

頭髪は高校生にふさわしいものであること。装飾品は禁止する。

* 詳細は生徒手帳「頭髪・服装規定」を参照

5 生野高校制服図

男子・女子共に指定の制服以外は原則として許可しない。

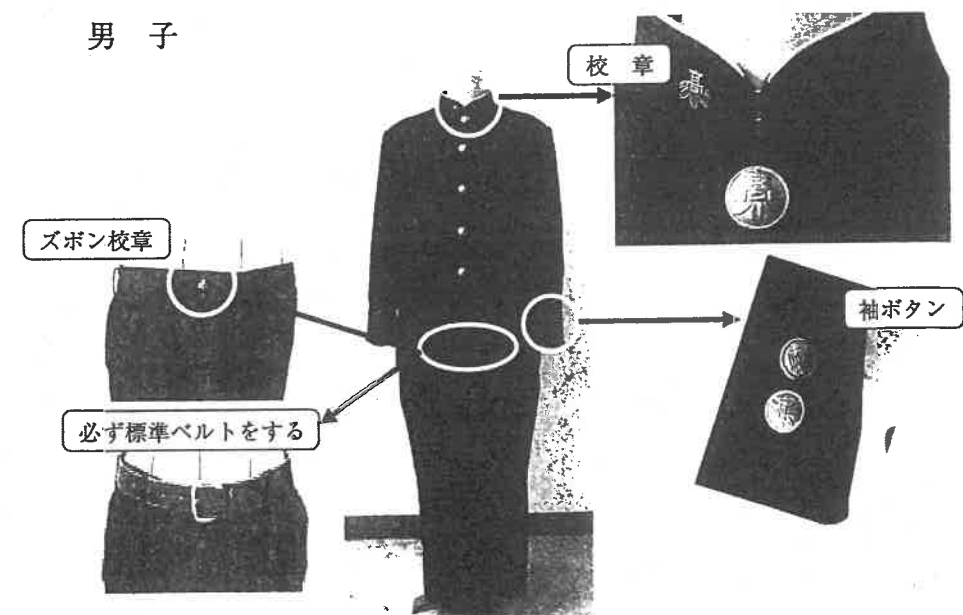
ただし、中学時の制服を着用する場合は、学校が制服を確認したうえで許可書を発行する。

なお、中学制服を生野高校制服仕様に変更する際の費用は以下のとおりである。

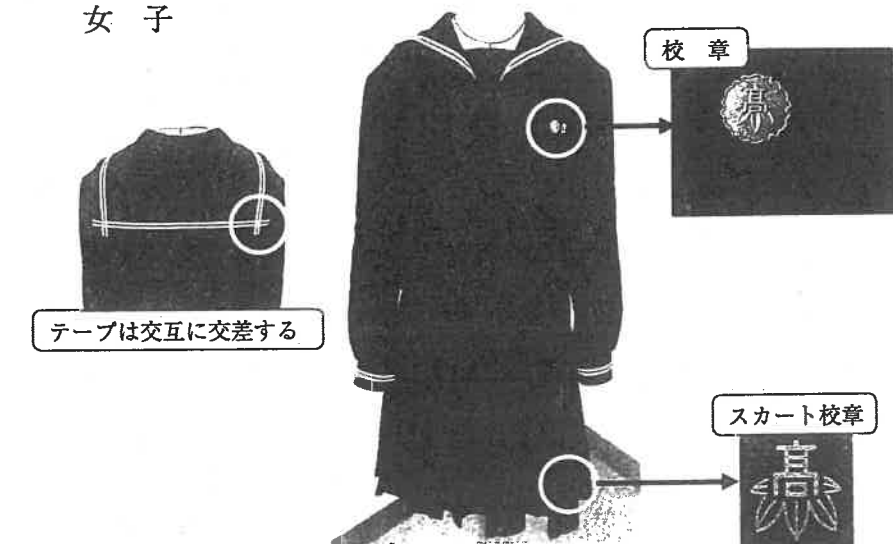
	価 格	内 容
男子学生服ボタン及び校章付け替え費用	4,500 円	ボタン大 ×5 ボタン小 ×4 襟学校章 ×1
男子学生ズボン校章取り付け費用	1,800 円	学校章 ×1
女子スカート校章張り付け費用	1,300 円	学校章マークプリント ×1

※ 上記金額は中学時の制服を着用するためのボタン及び学校章の付け替え費用です。
尚、付け替え費用にはボタン及び学校章代は含まれません。付け替え費用に別料金を加えてください。
その他の費用は含まれておりません。尚、制服の直しは対応しておりません。

男 子



女 子



6 鞆・靴等について

- (1) 鞆は学校生活にふさわしいものとする。
- (2) 通学靴は学校生活にふさわしいものを使用し、スリッパ・サンダルは禁止する。
- (3) 革靴の場合は短靴(靴の丈がくるぶし程度であること)で、黒もしくはそれに準ずる色とする。

7 校内生活について

- (1) 登校時刻を守る。
- (2) 始業時より終業時まで、許可なく外出しない。
- (3) 諸手続(欠席・遅刻・早退・外出・延長願等)を確実にする。
- (4) 上履・下履・体育館シューズの区別を厳正にする。
- (5) 頭髪や服装は、高校生にふさわしいものとする。装飾品等は身につけない。化粧はしないこと。
- (6) 盗難防止のため、不要な現金、貴重品等を学校に持参しない。また体育の授業時及び教室移動の際には必ずカギ付きロッカーを使用し、盗難防止を心がける。
- (7) 学校生活に不要なもの(遊具類・漫画・週刊誌類)は持参しない。
- (8) 部室の使用は始業前と放課後の部が活動している時のみとする。施錠・消灯を確実にし、整理整頓を心がけること。
- (9) 携帯電話・スマートフォンは、校内使用厳禁(校内では電源を切って鞆の中にしまっておく)。迎えの連絡のみ、昇降口と校舎外での使用は可能とする。

8 学級日番(週番)の仕事

- (1) 週番日誌の所定の項目に記入し、学級担任の点検を受ける。
- (2) 教室の美化、整理整頓、換気等を確実に行う。
- (3) 冬季のストーブ管理をストーブ使用規定に基づいて行う。

9 校外生活について

- (1) アルバイトは、保護者からの申請により、成績不良ではない・欠席が少ない・学校生活が良好であるかを審議し、以下の場合、許可申請をすることができる。
 - ① 無断アルバイトは禁止する。
 - ② 学期中は、土曜・日曜・祝祭日であっても、「原則アルバイト禁止」とする。
 - ③ 長期休業中、特別な事情がある生徒は、保護者からの申請により、学年・担任にて確認後、生徒指導部で判断の上、許可制でアルバイトを承認する。

- (2) 校外では本校生としての自覚を持って行動する。
- (3) 喫煙(電子たばこ含む)・飲酒(ノンアルコール飲料等を含む)などの行為は絶対にしない。
- (4) 交通ルールを守り、マナーの向上を心掛けるとともに、地域の方々に迷惑をかけないようにする。
- (5) 自転車の二人乗り・並進・傘さし運転はもちろん、携帯電話・スマートフォンを操作しながらの運転、ヘッドホン・イヤホン等を使用しながらの運転は禁止する。

10 自動車の免許取得について

- (1) 高校在学中に運転免許を取得することは認めない。
- (2) 就職内定者で自動車免許が必要な生徒は11月1日以降入所手続及び入所ができる。
- (3) 就職以外の進路内定者は11月1日以降入所手続を始めることができ、2学期期末考査最終日以降に入所ができる。
- (4) 運転免許試験(明石運転免許試験場、但馬運転免許センター)の受験は卒業式以降とする。
- (5) 入所の際は、「自動車等免許取得許可願」と「入所確認書」を生徒指導部で受け取り、必要事項を記入して2枚とも提出すること。
- (6) 合宿形式の入所は許可できない。(但馬生徒指導協議会統一指導)

11 通学

- (1) 登下校は、本校所定の通学路を通ること(下図参照)。
- (2) 自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出すること。平成27年10月より、条例により兵庫県内で自転車を利用する場合、保険等に参加しなければならない。自転車保険に参加していない生徒は自転車通学の許可ができないので必ず加入すること。また、許可後は所定鑑札を自転車に付けること。
- (3) ヘルメット着用が令和5年度より努力義務となり、安全のため着用を推奨する。

